## Injury Alert (傷害速報)類似事例

ツロブテロールテープ粘着部を保護する透明フィルムの誤飲による食道異物、食道狭窄 (No.55 プラスチック製シールの誤飲による咽頭異物の類似事例1)

	事 例	年齢:2歳2か月 性別:男児 体重:11.3 kg 身長:87.7 cm
傷害の種類		誤飲
原因対象物		ツロブテロール貼布剤(1mg)使用時に剥がす透明フィルム
臨床診断名		食道内異物(透明フィルム)による食道狭窄および気管狭窄
医療費		入院費・外来通院費の合計 3,720,000 円
発生状況	発生場所	自宅
	周囲の人・状況	誤飲には気づかず。喘鳴出現と、その精査の過程で発見された。 ツロブテロール貼布剤 (1mg) は兄に対し処方されたものであった。
	発生年月 日・時刻	2011 年 3 月頃 (1歳8ヵ月頃)、日時不明
	発生時の 詳しい様子 と経緯	2011年3月頃よりよく嘔吐するようになった。同年5月、吸気性喘鳴にて近院にて治療を受けるも症状が改善しないため、難治性のクループ疑いにて、小児科紹介入院となった。入院加療後一旦退院となるも、吸気性喘鳴が続き、8月には安静時にも吸気性喘鳴を認めるようになり再入院となった。胸部 X-P に異物が映らず、CT にて気管狭窄像(図 1)を認め、同年9月再入院となった。
治療経過と予後		2011 年 9 月、小児外科へ転科となった。上部食道造影にて食道狭窄を認めた。上部消化管内視鏡検査で食道内に透明フィルムを発見した(図 2-A)が、内視鏡による経口的異物除去が困難であった。外科治療の方針とし、一時的に胃瘻を造設し、胃瘻から食道へ内視鏡を進め異物を観察した(図 2-B)。異物を経胃瘻内視鏡的に除去した。除去部から排膿を認めた(図 3-A, B)。異物はツロブテロール(1 mg)のフィルム部分であった(図 4)。胃瘻を閉鎖して手術を終了した。同年 10 月、食道狭窄症状が続き、全身麻酔下食道バルーン拡張術を施行した(図 5)。その後しばらくの間、食道狭窄による嚥下障害と気管狭窄による喘鳴を認めたが、異物除去後は次第に症状軽減し、およそ 3 か月で喘鳴、経口摂取障害とも軽快した。食道造影にて食道壁不整が残るが摂食障害はない状態である。

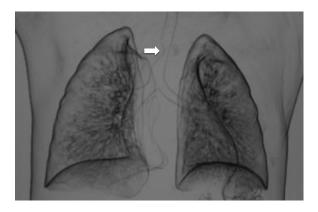


図 1. 胸部 CT

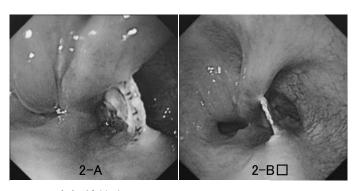


図 2. 内視鏡検査

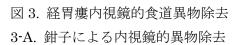
- 2-A. 経口的消化管内視鏡
- 2-B. 経胃瘻的消化管内視鏡



30 40 50 eo



図 4. 食道内異物



3-B. 異物除去後排膿





バルーン拡張前

バルーン拡張後

図 5. 食道造影

## Injury Alert (傷害速報) 類似事例

強力マグネット2個の誤飲による咽頭異物

(No 55.プラスチック製シールの誤飲による咽頭異物の類似事例 2)

	事 例	1歳7か月 性別:女児 体重:9.0kg 身長:90cm
傷害の種類		誤飲
原因対象物		強力マグネット(直径約 2mm の小球型。シリコン製磁気付きカッピングマッサージ器の穴に埋め込まれており(図1)、容易に外すことができる)
	臨床診断名	下咽頭異物
医療費		382,700 円(外来+入院)
	発生場所	自宅
	周囲の人・状況	母親と一緒
	発生年月 · 時刻	2019年9月X日(金) 午後9時30分頃
発生状況	発生時の 詳しい様子 と経緯	上記時刻の数分前に、母親がマッサージ目的に購入した磁気付きカッピング器を、本児が舐めたり噛んだりしているところを目撃していた。その後、カッピング器の皮膚接着部に埋め込まれている小球型の磁石が2つ無くなっていることに気が付いた。不機嫌、嚥下困難などの症状があったため、同日午後11時30分頃に医療機関Aを受診した。受付の職員により、自然排泄が期待できるため経過観察および糞便の確認を勧められ、医師の診察は受けなかった(異物の個数は確認されなかった)。その後も不機嫌、嚥下困難の症状が続くため、X+2日に小児専門病院Bを受診した。X線検査にて上気道異物の診断となり、高次医療機関Cに搬送となった。

治療経過と予後

医療機関 C に来院時、気道狭窄症状は認めなかった。頸胸部 X 線検査および喉頭ファイバースコピーにて、下咽頭(咽頭喉頭蓋ひだ)を挟み込むように存在する球状の磁石 2 つを確認した(図 2)。手術室に移動後、麻酔科医による気管挿管が行われ、全身麻酔下に摘出術を施行した。ビデオ喉頭鏡(McGRATH)で喉頭・下咽頭を観察すると、咽頭喉頭蓋ひだを挟み込む磁石を明瞭に確認できた。鼻用鉗子の先端に磁石を付着させて摘出した。異物除去後の咽頭喉頭蓋ひだには軽度の粘膜びらんを認めたのみであった。術後経過に特に問題なく、摘出同日に退院となった。退院後の外来診療で異常所見を認めず、終診となった。本事例は、カッピングマッサージ器に埋め込まれている小球型の磁石

本事例は、カッピングマッサージ器に埋め込まれている小球型の磁石 (2mm 大) が別々の場所から合計 2 個外れ、本児が 2 個とも誤飲し、 誤飲した磁石が咽頭で接着して下咽頭異物となったと考えられた。

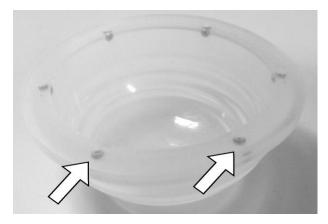


図1. 磁気付きカッピング容器(白矢印部分がマグネット)

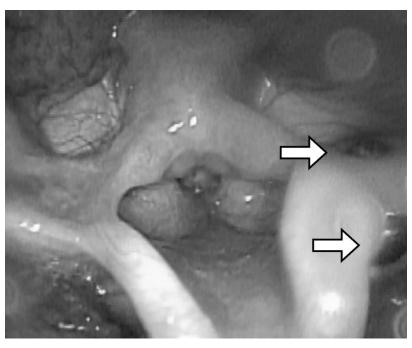


図2. 喉頭ファイバースコピーの画像. 球状のマグネット(白矢印部分)により下咽頭(咽頭喉頭蓋ひだ)が挟まれている